第21節 廃棄物処理・障害物除去計画

第1 基本方針

- 1 災害によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。
- 2 ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理については、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る。
- 3 被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物及び道路、河川等の利用の障害となっている障害物については、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護及び交通の確保等を図る。
- 4 廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、迅速かつ円滑にこれらの処理及び除去を実施することができるよう連携を図る。

第2 実施機関(責任者)

1 廃棄物処理

| 実 施 機 関 | 担当業務 |
|-----------|---------------------------|
| 町本部長 | 廃棄物の処理及び清掃全般 |
| · □ ★ 郊 臣 | 町本部長の行なう廃棄物の処理及び清掃に対する必要な |
| 県本部長 | 指導、助言及びあっせん |

[町本部の担当]

| 部 | 課 | 担当業務 | |
|--------|-------|--|--|
| 防災部 生活 | 環境課 | (1) 県、他市町村等に対する要員派遣及び資機材の調達並 びにあっせん要請 (2) 廃棄物の収集処理及び清掃並びにし尿の処理 | |
| 水道部 水処 | 理センター | 下水道及び集落排水に係るし尿の処理 | |

2 障害物除去

| 実 施 機 関 | 担当業務 |
|---------|-----------------------------|
| | (1) 被災者の日常生活に直接障害となっている障害物 |
| 町本部長 | の除去 |
| 四, 本部文 | (2) 緊急輸送の確保及び災害の拡大防止の障害となっ |
| | ている障害物の除去 |
| | (1) 市町村本部長が行う障害物の除去に対する応援、協 |
| 県本部長 | カ |
| 京华 市文 市 | (2) 県が管理する道路、河川、港湾等関係施設に係る障 |
| | 害物の除去 |
| 町消防団 | 町本部長が行なう障害物の除去に対する応援及び協力 |

| | (1) 町本部長が行なう障害物の除去に対する応援及び |
|-------------------|-----------------------------|
| | 協力 |
| 県南広域振興局土木班 | (2) 所管する道路、河川等の関係施設に係る障害物の除 |
| | 去 |
| 岩手河川国道事務所 | ではよっての にはなる間になる。これではない。 |
| (水沢出張所・水沢国道維持出張所) | 所管する道路、河川等の関係施設に係る障害物の除去 |
| 東日本高速道路(株)東北支社 | 所管する高速道路等の関係施設に係る障害物の除去 |
| 陸上自衛隊岩手駐屯部隊 | 災害派遣要請に基づく障害物の除去 |

[町本部の担当]

| 部 | 課 | 担当業務 |
|---------------|--------------|--------------------------------|
| | | (1) 防災上支障のある物件の除去 |
| | 生活環境課 | (2) 町消防団との連絡調整 |
| 防災部 | | (3) 県、他市町村等に対する要員派遣及び資機材の調達並びに |
| | | あっせん要請 |
| | | (4) 自衛隊の災害派遣要請 |
| 日生如 | 保健福祉セ | (1) 災害救助法による障害物除去事務の総括 |
| 民生部 | ンター | (2) 社会福祉協議会との連絡調整 |
| 7-1,11, -2-17 | 7-1-3-113-11 | (1) 住居関係の障害物の除去 |
| 建設部 | 建設課 | (2) 道路、河川関係の障害物の除去 |

第3 実施要領

1 廃棄物処理

(1) 処理方法

- ① 町本部長は、被災地域における建築物の倒壊等による廃棄物及び一般生活による排出 物等の種類(大きさ、可燃性、腐敗性等)及び排出量を把握する。
- ② 町本部長は、災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針を踏まえ、あらかじめ廃棄物の種類ごとにあらかじめ廃棄物の種類ごとに収集順位、集積場所、収集運搬方法、処理方法、最終処分場等を定める。
- ③ 廃棄物の収集は、次の施設を優先して行う。

| ア 医療施設 | 1 | 社会福祉施設 | ウ | 避難所 |
|--------|---|--------|---|-----|
|--------|---|--------|---|-----|

④ 町本部長は、医療機関と連携を図り、次により廃棄物処理を行う。

| 区分 | 処 理 内 容 |
|------------------------------|-----------------------------------|
| | ア 一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等の生活 |
| 拉 1 冰~ *** | 衛生上、速やかに処理を必要とするごみについて処理を行う。 |
| 第 1 次対策 | イ 最終処分場での大量処分が困難である場合においては、臨時ごみ集積 |
| | 所を確保の上、ごみ収集が可能になった時点から収集する。 |
| 答 6 % + 5 | 臨時ごみ集積所に搬入されたごみについては、第1次対策の終了後、最 |
| 第2次対策 | 終処分場等へ搬入する。 |
| | ア 倒壊建築物等の解体工事及びこれに伴う廃棄物の運搬は、原則として |
| | 当該建築物の所有者が行う。 |
| ** 0 \\\-\-\\ | イ 搬入された倒壊建築物等の廃棄物については、第2次対策の終了後、 |
| 第3次対策 | 関係機関の協力を得て、速やかに処理を行う。 |
| | ウ これらの廃棄物のうち、建設廃材等については、路盤材等に再利用す |
| | るよう努める。 |

- ⑤ 町本部長は、災害廃棄物処理に当たっては、可能な限り再生利用及び軽量化するよう 努める。
- ⑥ 事業者は、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について、自己処理し、又は他の産業 廃棄物処理業者若しくは特別管理産業廃棄物処理業者に委託して処理する。
- ⑦ 事業者は、自己処理又は委託処理が困難なときは、町本部長に報告し、処理方法について指示を受ける。
- ⑧ 被災者に対し、補償に該当する物品等について、廃棄前に写真等により記録するよう 広報する。
- ⑨ 町本部長は、大量の廃棄物が発生し、町内における処理が困難であると認めるときは、 第10節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところにより、国、都道府県等に対し、 廃棄物処理に係る応援を要請する。

(2) 処理施設

廃棄物処理施設

| | 施 | 設 | 名 | 所 | 在 | 地 | 電話・有線電話 |
|-------------|---|-------|------|-------|--------------|---|---------|
| 奥州金ケ崎行政事務組合 | | 奥州市水》 | 7佐倉河 | 字仙人49 | 0197-24-5821 | | |

(3) 廃棄物収集運搬用資機材の確保

- ① 町本部長は、あらかじめ地域内の廃棄物処理業者と応援協定を締結するなど、ごみ収集車、大型ダンプ車、大型ブルドーザー、トラックショベル、バックホー等の廃棄物収集運搬用資機材の確保を図る。
- ② 町本部長は、自らの廃棄物処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、

廃棄物処理ができない場合においては、近隣の廃棄物処理施設にその処理を依頼する。

③ 町本部長は、必要な廃棄物収集運搬用資機材を調達できない場合は、第10節「県、市町村等相互応援協力計画」に定めるところにより、次の事項を明示し、地方支部保健環境班長を通じて県本部長に応援を要請する。

| 区 分 | 明 示 事 項 |
|-----------------|-----------------------|
| 廃棄物収集運搬用資機材の調達及 | 資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、 |
| びあっせん要請 | その他参考事項 |
| 廃棄物収集要員のあっせん要請 | 人員、期間、場所、その他参考事項 |

(4) 臨時ごみ集積所の確保

町本部長は、最終処分場へ搬入が困難な廃棄物を一時的に集積するため、衛生環境に支 障のない公有地等を利用して臨時ごみ集積所を確保するものとし、あらかじめ所有者、管 理者等と調整する。

(5) 臨時ごみ集積所の衛生保持

- ① 町本部長は、必要に応じて薬剤散布等の消毒を実施し、廃棄物の臨時ごみ集積所及び 最終処分場の衛生の保持に努める。
- ② 消毒方法については、第20節「感染症予防計画」に定めるところによるものとし、消毒班と連携して行う。
- (6) 住民等への協力要請

町本部長は、必要と認めるときは、被災住民、自主防災組織等の住民団体及びボランティア組織に対して廃棄物の運搬等について協力を求める。

2 し尿処理

- (1) 処理方法
 - ① 町本部長は、被災地域における建築物の倒壊又はライフラインの損壊により、し尿処理が困難であり、これを放置することにより衛生環境上著しく支障を生ずるおそれのある世帯数等を把握する。
 - ② 町本部長は、災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針を踏まえ、あらかじめ、し尿及び浄化槽汚泥について、処理順位、収集運搬方法、処理方法、処分地等を定める。
 - ③ し尿処理は、次の施設を優先して行う。 また、倒壊家屋、焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、早急にし尿処理を 行う。

ア 医療施設 イ 社会福祉施設 ウ 避難所

④ 町本部長は、被災地域における環境衛生の確保を図るため、関係機関と連携し、次によりし尿処理を行う。

し尿処理方法

| 区分 | し 尿 処 理 の 方 法 |
|---------|---------------------------------|
| 医療施設、 | ア 施設内のトイレが使用不可能となった場合は、仮設トイレ又は簡 |
| | 易トイレを設置する。 |
| 社会福祉施設、 | イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 |
| 避難所 | ウ バキュームカーにより、し尿の収集及び運搬を行う。 |
| | ア 住宅での生活確保及び地域の衛生環境を維持するため、公園等に |
| 地区 | 臨時貯留場所又は共同の便槽付きの仮設トイレを設置する。 |
| 地 区 | イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 |
| | ウ バキュームカーによりし尿の収集及び運搬を行う。 |
| | ア 水道給水管の損壊等により水洗トイレの使用が不可能となった |
| | 場合は、溜置きした風呂等の水を利用する。 |
| 一般家庭 | イ 地域内に設置された仮設トイレを利用する。 |
| | ウ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 |
| | エ バキュームカーによりし尿の収集及び運搬を行う。 |
| | ア 仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 |
| 事業 所 | イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 |
| | ウ バキュームカーによりし尿の収集及び運搬を行う。 |

(2) 処理施設

し尿処理施設

| 施 設 名 | 所 在 地 | 電話・有線電話 |
|-------------|---------------|--------------|
| 奥州金ケ崎行政事務組合 | 奥州市水沢佐倉河字仙人49 | 0197-24-5821 |

(3) し尿処理用資機材の確保

- ① 町本部長は、あらかじめし尿処理業者、リース業者等と応援協定を締結するなど、仮 設トイレ、簡易トイレ、バキュームカー等のし尿処理用資機材の確保を図る。
- ② 町本部長は、自らの処理能力を上回った場合又は処理施設が被災等により、し尿処理ができない場合においては、近隣市町村のし尿処理施設にその処理を依頼する。
- ③ 町本部長は、必要なし尿処理用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、地方支部保健環境班長を通じて県本部長に応援を要請する。

| 区分 | 明 示 事 項 |
|---------------|-------------------------|
| し尿処理用資機材の調達及び | 資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その |
| あっせん要請 | 他参考事項 |
| し尿処理要員のあっせん要請 | 人員、期間、場所、その他参考事項 |

3 障害物除去

(1) 処理方法

① 町本部長及び道路、河川の管理者は、所属職員・消防団員等による「障害物除去班」

を編成し、所属の障害物除去用資機材を活用して障害物を除去する。

- ② 障害物の除去は、次の障害物を優先して除去する。
- ア 災害応急対策の実施の障害となっている緊急輸送道路並びに防災拠点等及び避難所間 の道路にある障害物
- イ 防災拠点等にあり、応急対策の障害となっている障害物
- ウ 被災地住民の日常生活の直接の障害となっている障害物
- エ 放置することにより、災害を拡大するおそれのある障害物
- ③ 町本部長及び道路等の管理者は、次により障害物を処理する。
- ア 住居関係障害物の除去
 - (ア) 町本部長は、「障害物除去対策者名簿」を作成し、障害物を除去する。
 - (イ) 災害救助法が適用された場合における障害物の除去に係る対象、費用の限度額、 期間等は第14節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

なお、災害救助法が適用されない場合においても、災害対策基本法第 62 条の規 定に基づき、災害救助法適用時に準じて障害物の除去を行う。

イ 道路関係障害物の除去

- (ア) 町本部長及び道路管理者は、その所管する道路上の障害物の状況をパトロール 等により把握し、相互に連絡を行い、協力して障害物を除去する。
- (イ) 町本部長及び道路管理者は道路上の障害物の状況を第4節「災害情報の収集・ 伝達計画」に定めるところにより県本部長に報告する。
- ウ 河川関係障害物の除去

河川管理者は、河川の機能を確保するため、関係機関と協力し、土砂、流出油等の 障害物を除去する。

(2) 障害物除去用資機材の確保

町本部長及び道路等の管理者は、自ら保有する障害物除去用資機材について適正に配置 及び保管するとともに、あらかじめ関係業者・団体と応援協定を締結するなど、障害物除 去用資機材の確保を図る。

- (3) 応援の要請
 - ① 町本部長は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、近隣市町村長、あるいは、県地方支部福祉班長又は土木班長を通じて県本部長に応援を要請する。
 - ア 障害物除去に必要な職種及び人員 エ 障害物除去地域及び区間
 - イ 障害物除去用資機材の種類・数量 オ その他参考事項
 - ウ 応援を要する期間
- ② 道路等の管理者は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、互いに、あるいは町本部長又は県本部長に対して応援を要請する。

- ア 障害物除去に必要な職種及び人員 エ 障害物除去地域及び区間
- イ 障害物除去用資機材の種類・数量 オ その他参考事項

- ウ 応援を要する期間
- (4) 障害物の臨時集積場所の確保
 - ① 町本部長は、あらかじめ、除去した障害物を集積する場所を選定する。
 - ② 臨時集積場所は、おおむね次の事項に配慮して選定する。
 - ア 障害物の搬入に便利で、地域住民の衛生及び日常生活に影響の少ない公有地を選定 する。
 - イ 公有地を選定できないときは、アに準じて私有地を選定し、あらかじめ所有者との 調整を行う。
 - ③ 町本部長は、災害発生後、臨時集積場所を確保できないときは、災害対策基本法第64 条第1項及び同法施行令第24条の規定により、他人の土地を一時使用する。

障害物処理施設

| 施設名 | 所 在 地 | 電話・有線電話 |
|-------------|----------------|--------------|
| 奥州金ケ崎行政事務組合 | 奥州市水沢区佐倉河字仙人49 | 0197-24-5821 |

- (5) 除去後の障害物の処理
 - ① 町本部長は、土砂及びがれきについては、汚水の浸透した土砂等の消毒を行い、次の 場所に集積する。
 - ア 臨時集積場所
 - イ 住民の日常生活又は農林水産業等の生産活動に支障がない場所
 - ウ埋立予定地
 - ② 町本部長は、所有者が所有権を放棄し、又は所有者が不明である竹木、家具、家財等 の可燃物で、加工又は修理しても使用できないと認めるものについては、廃棄物処理施 設で焼却等適切な処理を行う。
 - ③ 加工又は修理を加えることにより、使用可能な工作物又は物件を除去した場合におい ては、次の措置を講ずる。

| 措置者 | 措置内容 |
|----------------------|------------------------------------|
| ⊞ + ÷77 ⋿ | 災害対策基本法第64条第2項から第6項まで及び同法施行令第25条から |
| 町本部長 | 第 27 条までの定めるところにより、保管その他の措置を講ずる。 |
| | 災害対策基本法第64条第8項、第9項及び同法施行令第25条から第27 |
| 警察官 | 条まで定めるところにより、除去した工作物又は物件の設置されていた地域 |
| 自衛官 | を管轄する警察署長等に差し出し、警察署長等は、保管その他の措置を講ず |
| | る。 |

4 災害救助法を適用した場合の障害物の除去

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助 法の適用計画」に定めるところによる。

第22節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋火葬計画

第1 基本方針

災害による行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋火葬は各実施機関相互の協力体制のもとに、迅速かつ円滑に行う。

第2 実施機関(責任者)

| 実 施 機 関 | 担当業務 | |
|-------------|-----------------------------|--|
| | 1 行方不明者の捜索 | |
| 四十十分75 巨 | 2 遺体収容所の確保及び遺体の処理 | |
| 町本部長 | 3 身元不明の遺体の一時安置 | |
| | 4 遺体の埋火葬 | |
| | 1 行方不明者の捜索、遺体の検視 | |
| 県本部長 | 2 災害救助法適用時における死体の捜索、処理、埋葬の最 | |
| | 終処理 | |
| 町消防団 | 行方不明者の捜索 | |
| 陸上自衛隊岩手駐屯部隊 | 災害派遣要請に基づく行方不明者の捜索 | |
| 奥州医師会 | 遺体の検案及び処理に関する協力 | |

[町本部の担当]

| 部 | 課 | 担当業務 |
|-----|----------|--|
| 防災部 | 生活環境課 | 1 県、他市町村等に対する行方不明者の捜索、遺体の処理、 埋火葬に要する要員の派遣及び資機材等の調達並びにあっせん要請2 行方不明者、遺体の捜索に係る連絡・調整3 自衛隊の災害派遣要請 |
| | 住民課 | 遺体の事務手続及び埋火葬 |
| 民生部 | 保健福祉センター | 災害救助法による死体の捜索、処理、埋火葬事務の総括 |
| 消防部 | 消防班 | 行方不明者の捜索及び手配並びに遺体の捜索に関すること |

第3 実施要領

1 行方不明者の捜索及び遺体の捜索

(1) 捜索の手配

町本部長は、災害により行方不明者が発生した場合は、正確な情報の収集に努め、次の 事項を明らかにして、地方支部警察署班長に捜索の手配を行うとともに、手配した内容等 を地方支部総務班長を通じて県本部長に報告する。

- ① 行方不明者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等
- ② 上記の事項が明らかでないときは、行方不明者が発生した地域及び行方不明数

(2) 捜索の実施

① 町本部長は、多数の行方不明者が発生した場合においては、所属職員、消防団員等により捜索班等を編成し、行方不明者の捜索及び遺体の収容を行う。

捜索班の編成(基準)

| 区 | 別 | 遺体収容所 | 搜索班 | 収容班 | 処理班 |
|------------------|----|-------|-----------|-----|-----------|
| 所要 | 人員 | 3名 | 20 名 | 10名 | 10名 |
| lot c | Ą | | 警察官、消防団(自 | | 医師1名、看護師1 |
| 摘 | 要 | | 衛官)を含む。 | | 名を含む。 |

- ② 町本部長は、必要に応じて自主防災組織等の住民組織及びボランティア団体に対し、 捜索班への協力を要請する。
- ③ 町本部長は、必要に応じて地方支部警察署班長に対し、航空機等による広域的な捜索 の実施を要請する。
- ④ 町本部長は、捜索班が不足と認める場合は、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に 定めるところにより自衛隊の災害派遣を要請する。
- ⑤ 捜索班員及び警察官は、行方不明者を発見し、その者が生存している場合は、DMA T又は医療救護班に連絡して、直ちに応急医療を行い、医療機関に搬送する。
- ⑥ 捜索班員及び警察官は、遺体を発見した場合は、次の措置をとる。
 - ア 遺体を発見し、その状態について犯罪に関する疑いがある場合においては、速やか に警察官に通報するとともに、遺体及び遺体の発見場所を保存する。
 - イ 遺体を発見し、又は住民から発見の通報を受けたときは、警察官に通知する。その際、発見場所、発見状況等が分かるよう、可能な限り写真撮影又は簡易な図面を作成するほか、所持品等身元確認資料を確実に保全する。

(3) 検視の実施

- ① 警察官は、遺体を発見し、又は住民から遺体発見の通報を受けた場合は、原則として 現地において検視を行うものとする。
- ② 警察官は、多数の遺体が発見され、現地での検視が困難である場合は、町本部長に通知の上、遺体収容所に搬送し、検視を行う。この場合において、身元確認作業等については、必要に応じ歯科医師の協力を得るものとする。

2 遺体の収容

(1) 遺体の収容は、捜索班等が行う。ただし、家族等が収容しようとするときは、次の措置が終わった後とする。

- ① 異常遺体に関する検視 ② 医師の検案 ③ 遺体請書の徴収
- (2) 町本部長は、災害によって多数の死者が発生し、現地における遺体の処理が困難であると認めるときは、遺体収容所を設置する。
- (3) 遺体収容所を設置するときは、次の事項に留意の上、施設の管理者の合意を得て、可能

な限り施設の確保を図る。

- ① 診療所、寺院、教会、その他遺体の状態を公衆の面前にさらさない場所を選定する。
- ② 遺体の洗浄、縫合等の遺体の処理作業に便利なところを選定する。
- ③ 遺体の一時安置、仮埋葬等の作業が容易に行える場所を選定する。

3 遺体の管理

- (1) 町本部長は、遺体収容所に収容された遺体が発見された経過を記載した文書を作成し、必要に応じて遺族等に閲覧させる。
- (2) 町本部長は、遺体収容所に収容されている遺体の遺族が判明し、遺体の引取りを希望する場合は速やかに引き渡す。
- (3) 町本部長は、遺体収容所に収容されている遺体の引き取り者が判明せず、衛生上収容の継続が困難であると認められる場合は火葬の手続をとる。
- (4) 町本部長は、引取り者が判明しない遺体を火葬した場合は、当該遺体の発見された経過を記載した文書とともに、焼骨を保管する。

4 遺体の埋葬

- (1) 町本部長は、遺体の埋葬量が自らの火葬能力を上回ること等により、自ら火葬ができない場合にあっては、地方支部保健環境班長を通じて県本部長に広域火葬を要請する。
- (2) 県本部長は、あらかじめ広域火葬の体制(遺体搬送体制を含む。)を整備するとともに、 市町村から要請があった場合又は遺体の埋葬量が市町村の火葬能力を超えると判断される 時は、必要に応じて県内及び県外の火葬場と広域火葬に係る調整を行う。
- (3) 町本部長は、埋葬用品等の調達ができない場合は、地方支部保健環境班長を通じて、 県本部長に調達又はあっせんを要請するものとし、災害の規模により大量の埋葬用品等を 早急に必要とするときは、直接、県本部長に対し、調達又はあっせんを要請する。
- (4) 県本部長は、要請を受けた場合は、葬祭業協同組合の協力を得て、調達又はあっせんを行う。

5 遺体の処理

- (1) 町本部長は、災害によって多数の死者が発生した場合においては、医師、看護師等により遺体処理班を編成し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置をとる。
 - ① 身元不明者の遺体、遺体の状態、身体的特徴、着衣、装身具、携帯品等を記録し、かつ、写真を撮影する。
 - ② 前記の写真は、遺体洗浄後に撮影した写真と併せて遺体の特徴、着衣、装身具等の記録とともに掲示するなど、身元発見に必要な措置をとる。
 - ③ 身元の判明している遺体を遺族等が自ら処理しようとする場合には、遺体の消毒方法

を指示するものとする。

- ④ 身元不明の遺体は、洗浄、縫合、消毒等の処理をした後、遺体の顔面部、身体の特徴を写真に記録するとともに、奥州歯科医師会の協力を得て歯科所見を作成する。
- (2) 遺体処理用資機材は、従事する医療機関の手持品をもって繰替使用するものとし、手持品がなく、又は不足したときは、町本部長が調達する。
- (3) 町本部長は、遺体処理用資機材の調達ができない場合は、第10節「県、市町村等援助協力計画」に定めるところにより、県地方支部保健環境班長を通じて県本部長に調達又はあっせん要請する。

6 遺体の一時安置

- (1) 町本部長は、身元不明の遺体を一時安置するものとする。
- (2) 一時安置する遺体が多数あるときは、遺体ごとに一連番号を附して納棺し、別記様式「遺体の理台帳」に記録するものとする。
- (3) 前記(2)の遺体の着衣、携行品等は、遺体番号と同一番号を附して梱包して別に保管するものとする。この場合において、現金、貴金属、有価証券等については、盗難、紛失のおそれのない方法で保管するものとする。
- (4) 遺体は、番号順に並べて安置するものとする。
- (5) 一時安置した遺体の身元が判明し、遺族等に引き渡すときは、次の要領により引き渡す ものとする。
 - ア検案書を交付すること。
 - イ 遺体請書をとること。
 - ウ 着衣、携行品及び保管貴金属等の受領書をとること。

7 遺体の埋火葬

町が実施する遺体の埋火葬は、身元不明又は身元が判明しているが引取り手のない遺体を 対象とする。

- (1) 埋火葬は、住民課、生活環境課、火葬場の従業員又は捜索班員等で行うものとする。
- (2) 遺体は、原則として火葬にする。
- (3) 一時安置した多数の遺体を埋火葬するときは、原則として、安置の際に付した遺体番号の順により埋火葬するものとする。
- (4) 身元不明の遺体の埋葬は、原則として墓地に埋葬するものとし、施設名等を記録するものとする。

8 火葬施設及び処理能力

遺体を火葬するときは、さくらぎ苑を使用するものとし、被災により施設の使用が困難 な場合、又は火葬需要に耐えられない場合は、次に掲げる隣接市町の火葬施設管理者の協 力を得て火葬を行うものとする。

〔資料編 3-22-1 隣接市町火葬場〕

9 遺体搬送車の調達

町本部長は、管轄区域内の葬祭業者もしくは岩手県葬祭協同組合及び全国霊柩車自動車協 会岩手県支部との協力により、車両を調達する。

10 応援協力等

町本部長は、遺体処理等について、所属職員及び施設、物資等により必要な業務を行なう ことが困難なときは、次の事項を明示して県地方支部福祉班長を通じて県本部長に応援を要 請する。

(7) 遺体処理実施場所

(イ) 処理対象概数

(ウ) 施設、設備等の状況

(エ) 応援を求める職種別人員 (オ) 処理期間 (カ) その他参考事項

11 災害救助法を適用した場合の遺体捜索、処理、埋葬

災害救助法を適用した場合の遺体の捜索、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助法 の適用計画」に定めるところによる。

別記様式

遺体処理台帳

| 処 理 | 番号 | | | |
|--------|-----|---|--|--|
| 遺体発 | 見日時 | _ | | |
| 遺体発 | 見場所 | | | |
| | 住 所 | | | |
| 発見者 | 氏 名 | | | |
| | 連絡先 | | | |
| | 性 別 | | | |
| 五七本 | 住 所 | | | |
| 死亡者 | 氏 名 | | | |
| | 年 齢 | | | |
| | 住 所 | | | |
| 遺族 | 氏 名 | | | |
| | 続 柄 | | | |
| 洗浄等 | 品 名 | | | |
| の | 数量 | | | |
| 処理費 | 金額 | | | |
| 77°-1- | 原 因 | | | |
| 死亡 | 年月日 | | | |
| ·申 口 | 着 衣 | | | |
| 遺品 | 貴重品 | | | |
| 備 | 考 | | | |

第23節 応急対策要員確保計画

第1 基本方針

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員(以下、本節中「要員」 という。)の確保を図る。

第2 実施機関(責任者)

| 実 施 機 関 | 担当業務 | |
|----------------------------|--------------------------|--|
| 明 大 坎 巨 | 1 要員の確保 | |
| 町本部長 | 2 災害現地における防災関係機関相互の要員の調整 | |
| · 申★☆ □ | 1 要員の確保 | |
| 県本部長 2 防災関係機関相互の要員の調整 | | |
| 防災関係機関 | 要員の確保 | |

[町本部の担当]

| 部 | 課 | 担当業務 |
|-----|-------|------------------------|
| 総務部 | 総合政策課 | 災害現地における防災関係機関相互の要員の調整 |
| 産業部 | 商工観光課 | 一般労務者及び技術者等の要員の確保 |

第3 実施要領

1 要員の確保

災害応急対策の各実施機関における要員の確保は、次の場合に行う。

- (1) 所属職員、他の機関からの応援職員、自主防災組織等の住民組織及びボランティア等によっても、要員に不足を生じるとき。
- (2) 他の機関からの応援職員等による支援を待つ余裕がないとき。
- 2 確保の方法
- (1) 防災関係機関は、次の事項を明示して、岩手労働局長に要員の確保を申し込む。

| ア目的 | ウ 必要技能及び人員 | オ 災害応急対策の実施場所 |
|--------|------------|---------------|
| イ 作業内容 | 工期間 | カ その他参考事項 |

- (2) 要員に対する賃金は、法令その他特別の定めがある場合を除き、就労地域における公共職業安定所の業種別標準賃金とする。
- 3 要員の従事命令等
- (1) 従事命令の執行者及び種類

従事命令及び協力命令は、災害対策基本法等に基づき、要員の確保ができない場合において、災害応急対策を実施するため、特に必要があると認めるときに行う。

| 執行者 | 対象作業 | 命令区分 | 根拠法令 |
|--------|----------------------------------|--------------|-------------------------------------|
| 県本部長 | 災害応急対策作業 (災害救助法適用作業 以外の作業) | 従事命令 協力命令 | 災害対策基本法第 71 条 |
| | 災害応急対策作業 | 従事命令 | 災害救助法第7条 |
| | (災害救助法適用作業) | 協力命令 | 災害救助法第8条 |
| 町本部長 | | | 災害対策基本法第65条第1項 |
| 警察官 | 災害応急対策作業全般 | 従事命令 | 災害対策基本法第 65 条第 2 項 警察官職務執行法第 4 条 |
| 消防職員又は | | 従事命令 | 消防法第 29 条第 5 項 |
| 消防団員 | 消防作業 | (水) 中 (市) 市 | 円別伝角 23 未免 0 塩 |
| 救急隊員 | | 協力命令 | 消防法第 35 条の 10 |
| 水防管理者等 | 水防作業 | 従事命令 | 水防法第 24 条 |

(2) 命令の対象者

| 作 業 区 分 | 対 象 者 |
|--------------------------------------|-----------------------|
| | ① 医師、歯科医師又は薬剤師 |
| | ② 保健師、助産師又は看護師 |
| (() 宝内与封笔 <u>作类</u> | ③ 土木技術者又は建築技術者 |
| 災害応急対策作業 (災害救助法及び災害対策基本法によ | ④ 大工、左官又はとび職 |
| | ⑤ 土木業者又は建築業者及びこれらの従事者 |
| る県本部長の従事命令) | ⑥ 地方鉄道業者及びその従事者 |
| | ⑦ 軌道経営者及びその従事者 |
| | ⑧ 自動車運送業者及びその従事者 |
| 災害救助作業(協力命令) | 救助を要する者及びその近隣の者 |
| 災害応急対策作業 | 町の区域内の住民又は当該応急措置を実施す |
| (災害対策基本法による町長又は警察 | |
| 官の従事命令) | べき現場にある者 |
| 消防作業 | 火災の現場付近にある者 |

| 水防作業 | 区域内に居住する者、水防の現場にある者又は 災害により生じた事故の現場付近にある者 |
|-------------------|--|
| 災害応急対策作業 | フの用に日本といえず、フの古典の然四ゼフの |
| (警察官職務執行法による警察官の従 | その場に居合わせた者、その事物の管理者その |
| 事命令) | 他関係者 |

(3) 公用令書の交付

| 交付者 | 命令区分 | | 交 付 事 由 | 根拠法令 |
|------|------|---|--------------|----------------|
| | | ア | 命令を発する時 | 災害対策基本法第81条第1項 |
| 町本部長 | 従事命令 | イ | 発した命令を変更するとき | 災害救助法第7条第4項におい |
| | | ウ | 発した命令を取り消すとき | て準用する同法第5条第2項 |

(4) 損害補償

従事命令又は協力命令(災害対策基本法によるものを除く。)による従事者が、その作業により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は障がいの状態となった場合においては、法令の定めるところにより損害を賠償する。

(5) その他

公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事故により作業に従事することができない 場合は、次に掲げる書類を添付して、町本部長に届け出る。

- ① 負傷又は疾病による場合は、医師の診断書
- ② 負傷又は疾病以外による場合は、警察官その他適当な公務員の証明書

4 災害救助法を適用した場合の要員の確保

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助 法の適用計画」に定めるところによる。

第24節 文教対策計画

第1 基本方針

- 1 災害により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。
- 2 災害により教科書、学用品等(以下、本節中「学用品等」という。)を喪失又は棄損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう学用品等の給与を行う。

第2 実施機関(責任者)

| 実施機関 | 担当業務 | |
|------|-----------------|--|
| 町本部長 | 町立学校における応急教育の実施 | |
| 県本部長 | 県立学校における応急教育の実施 | |

[町本部の担当]

| 沿 | 課 | 担当業務 | | | |
|-----|--------|------------------------|--|--|--|
| | 教育委員会 | 1 町立学校施設、設備の被害の調査及び報告 | | | |
| | | 2 町立学校施設、設備の応急対策の実施 | | | |
| | | 町立小中学校職員の非常配置 | | | |
| | | 4 被災児童・生徒に対する学用品等の給与 | | | |
| 教育部 | | 5 応急教育の実施 | | | |
| | | 6 文化財に対する応急対策の実施 | | | |
| | 中央生涯教育 | 1 社会教育施設及び体育施設の応急対策の実施 | | | |
| | センター | 2 文化施設に対する応急対策の実施 | | | |
| | 給食センター | 応急給食用物資の確保及び調達 | | | |

第3 実施要領

- 1 学校施設の対策
- (1) 学校施設の応急対策

県本部長及び町本部長は、学校施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講じる。

(2) 応急教育予定場所の設定

学校が被害を受けた場合においては、その状況に応じて次により応急教育の場所を確保 する。

| 被害の状況 | 応 急 教 育 予 定 場 所 | | | |
|---------------|--------------------------|--|--|--|
| 校舎等の被害が軽微な場合 | 当該施設の応急処置を行い使用する。 | | | |
| | ① 特別教室、屋内体育施設等を使用する。 | | | |
| 被害が相当大きいが、校舎等 | ② 一斉に授業ができない場合は、二部授業を行い、 | | | |
| の一部が使用可能な場合 | 又は他の学校の校舎若しくは地域の公共施設を使用 | | | |
| | して分散授業を実施する。 | | | |
| | ① 町内の他の学校の校舎又は地区センター等の公共 | | | |
| 校舎等が被災により全面的に | 施設を使用する。 | | | |
| 使用困難な場合 | ② 校舎敷地又は近隣に仮設校舎を設置することが可 | | | |
| | 能な場合は、これを早急に整備する。 | | | |
| 町内の教育施設の確保が困難 | 他の市町村の学校の校舎又は公民館等の公共施設又は | | | |
| な場合 | 校舎等を使用する。 | | | |

(3) 他の施設を使用する場合の手続

① 町立学校が被災し、授業を行うことが困難であり、又は不可能である場合においては、 次の手続により隣接する学校その他の公共施設の管理者の応援及び協力を得て応急教 育を実施する。

| 区分 | 手 続 | | |
|--------------|----------------------------|--|--|
| 町内の施設を利用する場合 | 町本部において、関係者が協議を行う。 | | |
| 同一教育事務所班管内の他 | 町本部長は、地方支部教育事務所班長に対して、施設の | | |
| 市町村施設を利用する場合 | あっせんを要請する。 | | |
| 他の教育事務所班管内の施 | ① 地方支部教育事務所班長は、管内に利用すべき施設が | | |
| 設を利用する場合 | ない場合、県本部長に対しあっせんを要請する。 | | |
| | ② 県本部長は、要請に応じて、適当な施設の存する区域 | | |
| | を管轄する教育事務所長にあっせんを要請する。 | | |
| | ③ 当該教育事務所長は当該市町村に協力を要請する。 | | |
| 県立学校の施設を利用する | ① 地方支部教育事務所班長は、管内の市町村立施設に利 | | |
| 場合 | 用すべき施設がない場合、県本部長に対しあっせんを要請 | | |
| | する。 | | |
| | ② 県本部長は、適当な隣接県立学校の校長に対し、施設 | | |
| | を利用させるよう指示する。 | | |
| | ③ 県本部長は、当該地域内に適当な隣接県立学校がない | | |
| | ときは、その地域内の適当な公共施設の利用について、そ | | |
| | の施設の管理者に協力を要請する。 | | |

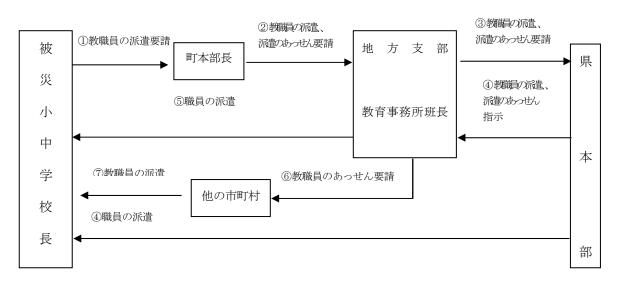
② あっせん要請は、次の事項を明示して行う。

ア あっせんを求める学校名 エ 予定期間
イ 予定施設名又は施設種別 オ その他参考事項
ウ 授業予定人員及び教室

2 教職員の確保

- (1) 災害により被災した小中学校において、教職員の増員が必要と認められた場合は、次により教員を確保する。
 - ① 校長は、町本部長に対して教職員の派遣を要請する。
 - ② 町本部長は、地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に教職員の派遣又は派遣のあっせんを要請する。
- (2) 町本部長は、上記によっても教職員を確保できない場合においては、県本部長と協議の上、教職員を臨時に採用して、必要な教職員の確保を図る。

被災した小中学校に対する教職員の派遣及びあっせんの流れ



(3) 要請の手続

教職員の派遣要請は、次の事項を明示して行う。

① 派遣を求める学校名

④ 派遣要請予定期間

② 授業予定場所

- ⑤ その他参考事項
- ③ 教科別(中学校·高校)派遣要請人員
- 3 応急教育の留意事項

応急教育の実施に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 児童・生徒の精神の安定と保健・安全に努める。
- (2) 教科書、学用品等の損失状況を把握し、児童・生徒の学習に支障がないように配慮する。
- (3) 教育の場が公民館等学校施設以外のときは、教育方法に留意する。
- (4) 災害に伴う交通機関の状況又は他の施設利用による通学手段の確保その他の通学に関する事項を考慮する。
- (5) 授業が不可能となる事態が予想されるときは、家庭学習の方法を講ずる。

- (6) 授業が長期にわたり行うことができないときは、学校と児童・生徒との連絡網の整備を 図り、指示伝達事項の徹底を図る。
- (7) 学校が避難場所に利用される場合は、避難者に対して支障にならないよう配慮する。

4 学用品等の給与

- (1) 町立学校
 - ① 町本部長は、被災児童・生徒に対して学用品等を給与する。
 - ② 町本部長は、学用品等の給与が困難である場合は、県地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に対して学用品等の調達又はあっせんを要請する。

なお、調達又はあっせんされた学用品等の輸送は、業者と町本部間の通常の方法による。

(2) 災害救助法を適用した場合における学用品等の給与 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第14節「災害救助 法の適用計画」に定めるところによる。

- 5 学校納付金の減免及び育英資金等の貸与
- (1) 町本部長は、必要に応じて被災した児童・生徒に対する学校納付金等の減免を行う。
- (2) 被災生徒が学校納付金の減免、育英資金及び奨学金の措置申請を行う場合の手続は、平 常時の取扱いに準ずるが、申請に当たっては、り災証明書を添付する。
- 6 学校給食の応急対策
- (1) 給食の実施

町本部長は、次の事項に留意して応急給食を実施する。

- ① 給食施設及び原材料等が被害を受け、平常の給食ができない場合においても、パン、 ミルク等の給食を実施するよう努める。
- ② 町本部長は、原材料又はパン、ミルク等の補給が困難な場合は、県本部長に連絡し、その指示を受け、物資の調達を図り実施する。
- ③ 学校が避難所として使用され、給食施設が避難者用炊出し施設に利用されている場合においては、学校給食と被災者炊出しとの調整を図る。
- (2) 被害物資対策

町本部長は、被害を受けた給食用原材料を取りまとめ、県本部長から指示があるまでの間、これらを保管する。

7 学校保健安全対策

町本部長は、次の事項に留意して、災害時における児童・生徒の保健及び安全の確保を図る。

- (1) 欠席児童・生徒の家庭訪問等を行うことにより、事故又は疾病の状況を把握する。
- (2) 学校内において、特に感染症又は中毒が発生した場合においては、学校医又は地方支部

保健環境班長に連絡し、その判断に基づき、給食の停止、休校等の処置をとるとともに、この旨を県本部長に報告する。

- (3) 通学道路等の被害状況に応じ、登下校の安全確保に努める。
- (4) 各学校で実施している避難訓練及び交通安全教室等の指導事項を遵守するよう指導し、 事故の未然防止に努める。
- 8 その他文教関係の対策
- (1) 社会教育施設、文化施設及び体育施設の対策 町本部長は、社会教育施設、文化施設及び体育施設について、被害状況の把握に努める とともに、必要な対策を講ずる。
- (2) 文化財等の対策

文化財保護審議会委員の意見等を参考として、その価値を可能な限り維持するよう所有 者及び管理団体等に対して次の事項を指示し、指導する。

ア 文化財の避難

ウ 二次災害からの保護措置の実施

イ 文化財の補修、修理

9 被災児童・生徒の受入れ

町本部長は、被災地の市町村又は都道府県の長から要請があった場合は、可能な限り被災 児童・生徒の受入れを行う。

第25節 農畜産物応急対策計画

第1 基本方針

- 1 被災地域における病害虫の発生及びまん延を予防し、農作物の被害の防止を図る。
- 2 家畜の被害を最小限にとどめることができるよう、適切な措置及び指導を行う。

第2 実施機関(責任者)

| 実 施 機 関 | 担当業務 | | |
|----------|-----------------------------|--|--|
| | 1 被災地域における病害虫防除の実施 | | |
| 町本部長 | 2 家畜、家きん、草地、飼料畑及び畜産施設の被害に対す | | |
| | る応急措置 | | |
| | 1 病害虫防除に関する必要な指示指導 | | |
| | 2 家畜伝染病緊急予防措置,防疫措置その他の応急措置 | | |
| 旧十位后 | 3 家畜診療 | | |
| 県本部長 | 4 飼料及び集乳搬送体制の確保 | | |
| | 5 市町村長が行う畜産応急対策措置に対する指導 | | |
| | 6 市町村長からの畜産応援要請に応じた対策措置 | | |

[町本部の担当]

| | 部 | 課 | 担当業務 | | | | |
|--|--------|---|----------------|--|--|--|--|
| | | | 1 病害虫に係る技術指導 | | | | |
| | 産業部農林課 | | 2 畜産対策全般 | | | | |
| | | | 3 栽培・管理に係る技術指導 | | | | |

第3 実施要領

- 1 防除の対策
- (1) 防除の実施
 - ① 町本部長は、次の事項を定め、防除措置を講ずる。
 - ア防除時期
 - イ 防除資機材(航空機、防除機具、農薬、その他)の種類及び数量
 - ウ 防除体制(人員、車両等の動員、配置)
 - ② 町本部長は、防除に関する必要な、指導を県地方支部農林班長を通じて、県本部長に 要請する。
 - ③ 町本部長は、業務を円滑に実施するため、次の班を編成する。

| 班名 | 担当業務 | | | | | |
|---------------------------|-----------------------------------|--|--|--|--|--|
| === - | 巡回調査を行い、病害虫の種類、発生区域、発生状況、まん延状況、防除 | | | | | |
| 調査班 | 状況等の把握に努める。 | | | | | |
| +1€7,异 ±1.L | 防除組合等の活動促進及び防除技術等、防除全般について積極的に指導及 | | | | | |
| 指導班 | び普及を行い、病害虫の発生による被害防止に努める。 | | | | | |

④ 班編成の基準

| 区分 | 調査班 | 指導班 | 備考 |
|-------|-----|-----|-----------------------|
| 改良普及員 | 2名 | 1名 | |
| 営農指導員 | 2名 | 1名 | |
| 事務職員 | 1名 | 1名 | 町農林課及び協力機関の職員により編成する。 |
| 計 | 5名 | 5名 | |

(2) 防除資機材の調達

- ① 町本部長は、必要な資機材、人員、車両等の確保及び調達を行う。
- ② 町本部長は、防除資機材等の確保が困難な場合は、次の事項を明示し、地方支部農林 班長を通じて県本部長にその調達又はあっせんを要請する。

| ア | 資機材の種類別数量 | ウ | 調達希望日時(期間) |
|---|-----------|---|------------|
| 1 | 送付先 | 工 | その他参考事項 |

2 畜産対策

(1) 協力機関

町本部長は、次の関係機関の協力を得て、畜産対策を実施する。

ア県イー全国農業協同組合連合会岩手県本部

ウ 県農業共済組合 エ 農業協同組合

オ 農業共済組合 カ 県獣医師

キ 地域自衛防疫協議会

(2) 家畜診療班及び家畜防疫班の編成

ア町本部長は、必要に応じて「家畜診療班」及び「家畜防疫班」を編成する。

イ 家畜診療班及び家畜防疫班の編成は、次の基準による。

| 区 分 | 家畜診療班 | 家畜防疫班 | 備考 |
|------|-------|-------|------------------|
| 獣医師 | 1名 | 1名 | |
| 作業員 | | 2名 | 町農林課及び協力機関の職員により |
| 事務職員 | 1名 | 1名 | 編成する。 |
| 計 | 2名 | 4名 | |

(3) 家畜の診療

① 災害時における家畜の診療は、次の方法により行う。

- ア 家畜の診療は、町本部長が実施するが、それが困難な場合は、地方支部農林班長に 応援を要請する。
- イ 診療業務を円滑に実施するため、獣医師及び所属職員からなる家畜診療班を編成し、 速やかに現地に派遣して応急診療を実施するものとし、必要に応じて被災地域内に家 畜診療班詰所を設け、常時待機する。
- ウ 応急診療の範囲は、次による。
 - (ア) 診療 (イ) 薬剤又は治療用資器材の支給 (ウ) 治療等の処置
- エ 家畜の健康診断が必要と認めた場合は、被災地内に家畜診療班を派遣し、巡回して 健康診断にあたるとともに、必要に応じ、家畜避難所を設置する。

(4) 家畜の防疫

災害時における家畜の防疫は、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第116号)及び家畜防疫対策要綱(平成11年4月12日付 11蓄A第467号農林水産省畜産局長通達)の関係規定により実施する。

- ① 畜舎等の消毒(家畜伝染病予防法第9条)
- ア 災害時における家畜伝染病の予防又はまん延を防止するため、家畜防疫班は、県地方支部農林班長が実施する畜舎等の消毒に協力するものとする。
- イ 必要な薬剤、器材等については、県地方支部農林班の手持品を使用する。
- ② 緊急予防注射の実施(家畜伝染病予防法第6条及び30条)
- ア 災害時における家畜伝染病の予防又はまん延を防止するため、家畜防疫班は、県地方支部農林班長が実施する予防注射に協力するものとする。
- イ 必要な薬剤、器材等については、県地方支部農林班の手持品を使用する。

(5) 家畜の避難

水害による浸水等災害の発生が予想され、又は発生したときの家畜の避難は、次の方法により行う。

- ① 町本部長は、地方支部農林班長、近隣市町村その他の協力機関と連絡し、避難場所等について協議する。
- ② 町本部長は、地方支部農林班長から連絡を受け、又は家畜を避難させる必要を認めたときは、家畜飼育者等に家畜を避難させるよう指導する。

(6) 飼料等の確保

- ① 避難する家畜の飼料、わら等が現地において調達できないときは、次の方法により確保する。
 - ア町本部長は、地方支部農林班長に確保のためのあっせんを要請する。
 - イ 要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

- (ア) 要請する飼料の種類及び数量
- (ウ) その他必要事項
- (イ) 納品又は引継の場所及び時期
- ウ 家畜の給水に配慮する。

(7) 青刈飼料等の対策

町本部長は、風水害等により飼料作物、牧草等が被害を受けた場合は、次の応急措置を 実施する。

- ア 全滅又は回復の見込みがない場合は、速やかに再播措置について指導する。
- イ 一部の被害で回復の見込みのあるものは、即効性の液肥を使用し、成育を促進するよう指導する。
- ウ 災害発生時において、飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保できない場合は、県地 方支部農林班長を通じて、県本部長に確保のためのあっせんを要請する。

(8) 牛乳の集乳対策

町本部長は、酪農家が生産した牛乳が、災害に伴う交通途絶等により集乳運搬ができない場合は、県地方支部農林班長に対し、集乳運搬について協力を要請する。